

職業訓練指導員講習（48時間講習）のご案内

職業訓練指導員講習(48時間講習)は、職業訓練指導員として必要な知識及び指導方法について、その能力を付与するため、職業能力開発促進法に基づき実施するものです。

受講修了証書の交付をうけた者には、本人の申請により、都道府県知事から職業訓練指導員免許が交付されます。

1 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する方

番号	受講資格	実務経験年数	受講資格を証明する書類					その他の証明書類
			卒業証書又は修了証書写し	履修(成績)証明書(原本)	技能照査合格証書写し	技能検定合格証書写し	実務経験証明書	
1	技能検定合格者(1級又は単一等級)	—				○		
2	大学卒業(免許職種に係る学科を修了した者)	2	○	○			○	
3	短期大学又は高等専門学校卒業(免許職種に係る学科を修了した者)	4	○	○			○	
4	高度職業訓練(応用課程・特定応用課程・特定専門課程)の技能照査合格者	1	○	○	○		○	
5	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)の技能照査合格者	3	○	○	○		○	
6	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)の修了者	4	○	○			○	
7	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)の技能照査合格者	6	○	○	○		○	
8	普通課程(規則別表第2)の普通職業訓練(養成訓練)の修了者	7	○	○			○	
9	短期課程(規則別表第4の700時間以上)の普通職業訓練の修了者	10	○	○			○	
10	専修訓練課程の養成訓練修了者	10	○	○			○	
11	外国の大学卒業(免許職種に係る学科を修了した者)	2	○	○			○	
12	旧法の認定職業訓練(3年課程)及び労働基準法の技能者養成修了者	7	○	○			○	
13	高等学校卒業(免許職種に係る学科を修了した者)	7	○	○			○	
14	旧法の専門的職業訓練(2年課程で訓練時間が3600時間)及び認定職業訓練(2年課程)の修了者	8	○	○			○	
15	旧法の職業訓練(1年課程で訓練時間が1800時間)及び公共職業補導所(1年課程で訓練時間が1824時間)の修了者	10	○	○			○	
16	旧総合職業補導所(1年課程で訓練時間が1824時間)の修了者	10	○	○			○	
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	—	○					○
18	旧法の特別高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者	3	○	○	○		○	
19	旧法の特別高等訓練課程の養成訓練の修了者	4	○	○			○	
20	旧法の高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者	6	○	○	○		○	
21	旧法の高等訓練課程の養成訓練の修了者	7	○	○			○	
22	旧法の専修訓練課程の養成訓練の修了者	10	○	○			○	

注1：必要な実務経験年数は、各課程の「修了後」や「卒業後」、「技能照査合格後」の年数です。

注2：単一等級技能検定合格者のうち、電子回路接続・バルコニー施工職種は該当しません。

注3：技能検定合格者(1級又は単一等級)以外の受講資格については、審査に時間を要しますので、事前にお問い合わせください。

注4：その他の証明書類は職業訓練担当歴を証明するもの。

(2)次に該当する方は、この講習を受けることができません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられた者
- ③ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

2 受付期間、講習日及び受講料

受付期間	講習日	受講料 (消費税・テキスト代含む)
令和元年8月26日(月)～ 9月13日(金)	令和元年10月8日(火)9日(水)10日(木)	当協会会員 22,000円
午前8時30分～午後5時まで (ただし、土・日は除く)	令和元年10月11日(金)15日(火)16日(水)	会員外 23,100円

注：納入された受講料は、どのような理由があっても返金できません。

3 講習内容 職業訓練原理(4h)、教科指導法(16h)、労働安全衛生(3h)、訓練生の心理(7h)生活指導(6h)、関係法規(4h)、事例研究(6h)、確認テスト(2h) 《合計48時間》

4 開催場所 徳島県職業能力開発協会 2階 実習教室
徳島市新浜町1丁目1番7号

5 定員 15名(先着順)

6 申込方法 受付期間内に下記7の申込先へ直接お越しの上、次の書類を受講料とともに、提出してください。

- (1) 職業訓練指導員講習(48時間講習)受講申込書
- (2) 履歴書
- (3) 写真(申請日前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身のもので、たて4cm、よこ3cmとし裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (4) 受講資格を証明する書類

※受講資格により必要な書類が異なりますので、1「受講資格」の表でご確認ください。

※婚姻等で姓名が卒業(修了)証書・合格証書等と変わっている場合は戸籍抄本を添付してください。

※(1)、(2)及び「実務経験証明書」の用紙は、徳島県職業能力開発協会にあります。また、協会ホームページからダウンロードできます。
ホームページアドレス <http://www.tokunoukai.jp>

7 申込先 徳島市新浜町1丁目1番7号
徳島県職業能力開発協会 総務・能力開発課
TEL:088-662-5366 FAX:088-662-0303

8 修了証書 6日間(48時間)の講習を全て受講し、「確認テスト」に合格された方に対し、修了証書を交付いたします。この修了証書は、職業訓練指導員免許の申請をする際の証明書となります。

9 免許申請 職業訓練指導員免許を申請される場合、免許申請手数料 2,300円が必要です。修了証書の交付を受けた者は都道府県へ申請を行ってください。

10 その他 受講の日程表、注意事項等は、後日受講者へ郵送いたします。

※ 申込みに関する個人情報については、この講習にのみ利用させていただくものであり、ご本人の許可無く第三者に提供することはありません。